

### 3. 直轄事業等に関する検討

国道や一級河川等に係る直轄事業の地方移管に伴って必要な国による財政措置の在り方、直轄事業負担金の在り方等について、今後、必要な検討を行い、適切に対応していくこととする。

#### 1. 国道や一級河川等に係る直轄事業の地方移管に伴って必要な国による財政措置

○「道路・河川の権限移譲について」（平成20年9月17日 総務省・国土交通省）抄

道路・河川の権限移譲に伴う財政措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討する

○「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめ」

（平成20年12月2日 国土交通省）抄

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲については、（中略）

① 一級河川及び一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること

② （略）

等の前提条件の下、下記のとおり取りまとめた。

記

○河川

（1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの : 6水系

（2）移管の可能性について引き続き協議するもの : 20水系

○道路

（1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの : 81路線

（2）移管の可能性について引き続き協議するもの : 61路線

#### 2. 直轄事業負担金の在り方

○「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）抄

第2章 成長力の強化

4. 地域発の成長

・直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。